

(参考) 消費税率引上げ分の活用について

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分（令和4年度本市決算額 1,686,193 千円）については、その額を社会保障施策に要する経費に充当する。
- 具体的には、「社会福祉」「社会保険」及び「保健衛生」に関する施策に充当する。

(単位：千円)

事項及び事業名		事業費	左のうち、増収分 充当額
社会福祉	生活保護法定扶助事業費	4,162,594	333,642
	保育所運営費負担事業費	2,036,076	148,283
	幼稚園子ども・子育て支援事業費	908,642	84,601
	私設保育施設助成事業費	10,056	1,687
社会保険	介護保険事業特別会計繰出金	1,586,932	540,856
	国民健康保険事業特別会計繰出金	1,271,432	433,328
保健衛生	予防接種事業費	342,139	114,338
	がん検診事業費	89,675	29,458
合計		10,407,546	1,686,193